第一項」を「第六十八条の十五の八第一項」に改め、同号を同条第八十九号とし、同条第九十六号中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同号ロ中「又は第三項」を削り、「これら」を「同項」に、「第六十八条の十五の七第一項」を「第六十八条の十五の八第一項」に改め、同号を同条第九十号とし、同条第九十七号ロ中「第六十八条の十五の七第一項」を「第六十八条の十五の八第一項」に改め、同号を同条第九十一号とし、同条第九十八号中「第六十八条の十五の七第一項」を「第六十八条の十五の八第一項」に改め、同号を同条第九十二号とし、同条第九十九号ロ中「第六十八条の十五の七第一項」を「第六十八条の十五の八第一項」に改め、同号を同条第九十三号とし、同条第百号ロ中「第六十八条の十五の七第一項」を「第六十八条の十五の八第一項」に改め、同号を同条第九十四号とし、同条第百一号ロ中「第六十八条の十五の七第一項」を「第六十八条の十五の八第一項」に改め、同号を同条第九十五号とし、同条第百二号ロ中「第六十八条の十五の七第一項」を「第六十八条の十五の八第一項」に改め、同号を同条第九十六号とし、同条第百三号中「から第三項まで」を「又は第二項」に、「第六十八条の十五の七第一項」を「第六十八条の十五の八第一項」に改め、同号を同条第九十七号とし、同条第百四号中「第六十八条の十五の七第一項」を「第六十八条の十五の八第一項」に改め、同号を同条第九十八号とし、同条第百五号ロ中「第六十八条の十五の七第一項」を「第六十八条の十五の八第一項」に改め、同号を同条第九十九号とし、同条第百六号ロ中「第六十八条の十五の七第一項」を「第六十八条の十五の八第一項」に改め、同号を同条第百号とし、同条第百七号中「第六十八条の十五の六第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項の」を「これらの」に、「第六十八条の十五の七第一項」を「第六十八条の十五の八第一項」に改め、同号を同条第百一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二　措置法第六十八条の十五の七第一項又は第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の十五の七第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の十五の七第二項の規定　同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第百八号に次のように加える。

ニ　措置法第六十八条の十六第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

第二条第百八号を同条第百三号とし、同条第百九号から第百十七号までを五号ずつ繰り上げ、同条第百十八号を同条第百十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十四　平成三十年改正法附則第百十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年旧措置法第六十八条の三十三第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百十九号を同条第百十五号とし、同条第百二十号及び第百二十一号を削り、同条第百二十二号を同条第百十六号とし、同条第百二十三号を同条第百十七号とし、同条第百二十四号を同条第百十八号とし、同条第百二十五号中「規定　同項」を「規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）同条第一項」に改め、同号を同条第百十九号とし、同条第百二十六号を同条第百二十号とし、同条第百二十七号を同条第百二十一号とし、同条第百二十八号を同条第百二十二号とし、同条第百二十九号ニ中「附則第百十五条第八項又は第十項」を「附則第百十五条第十項」に改め、「第六十八条の三十四第一項又は」を削り、同号ホ中「附則第八十二条第八項又は第十項」を「附則第八十二条第十項」に、「第六十八条の三十四第一項又は第六十八条の三十五第一項の規定」を「第六十八条の三十五第一項の規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」に改め、同号ヘ中「第六十八条の十五の五第一項」の下に「、第六十八条の十五の七第一項」を加え、同号ヘを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　平成三十年改正法附則第百十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年旧措置法第六十八条の三十三第一項の規定

第二条第百二十九号を同条第百二十三号とし、同条第百三十号イからハまでの規定中「ヘまで」を「トまで」に改め、同号を同条第百二十四号とし、同条第百三十一号を同条第百二十五号とし、同条第百三十二号を同条第百二十六号とし、同条第百三十三号を削り、同条第百三十四号を同条第百二十七号とし、同条第百三十五号から第百五十八号までを七号ずつ繰り上げ、同条第百五十九号中「附則第八十四条第九項又は第十一項」を「附則第八十四条第十一項」に、「第百六十二号及び第百六十五号」を「第百五十四号及び第百五十六号」に改め、同号を同条第百五十二号とし、同条第百六十号を同条第百五十三号とし、同条第百六十一号を削り、同条第百六十二号を同条第百五十四号とし、同条第百六十三号を同条第百五十五号とし、同条第百六十四号を削り、同条第百六十五号を同条第百五十六号とし、同条第百六十六号を同条第百五十七号とし、同条第百六十七号を同条第百五十八号とし、同条第百六十八号及び第百六十九号を削り、同条第百七十号を同条第百五十九号とし、同条第百七十一号から第百八十一号までを十一号ずつ繰り上げる。

第四条第二項第七号を次のように改める。

七　平成三十年改正法附則第九十四条第四項又は第百十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年旧措置法第四十六条の二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定

様式第一の記載要領第四号の表中小企業者等の法人税率の特例の項中「別表一(一)「30」」を「別表一(一)「31」」に、「別表一(二)「28」」を「別表一(二)「29」」に、「別表一(三)「27」」を「別表一(三)「28」」に、「別表一(三)「24」」を「別表一(三)「25」」に改め、同表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項からエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別償却の項までを次のように改める。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	第42条の4第1項	00595	法規別表六(六)「19」の欄の金額
	第42条の4第3項	00596	法規別表六(七)「18」の欄の金額
	第42条の4第6項	00565	法規別表六(八)「10」の欄の金額
	第42条の4第7項	00012	法規別表六(九)「12」の欄の金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成30年旧措置法」という。）第42条の5第1項第1号（償却費）	00584	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄又は別表十六(三)「32」の欄（以下この表において「特別償却限度額の欄」という。）の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（平成30年旧措置法第42条の5第1項第1号）	00585	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	平成30年旧措置法第42条の5第1項第2号（償却費）	00287	特別償却限度額の欄の金額